

知多市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 29 号

知多市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

知多市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 年知多市条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 に新舞子駅西地区整備計画区域の項を加える改正規定及び別表第 2 に新舞子駅西地区整備計画区域の項を加える改正規定は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく知多都市計画新舞子駅西地区計画の決定の告示の日から、別表第 2 浦浜地区整備計画区域の項の改正規定は同条第 1 項の規定に基づく知多都市計画浦浜地区計画の変更の告示の日から施行する。